

議案第16号

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年匝瑳市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同欄の事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。



(参考)

匝差市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人情報利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人情報利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(個人番号の利用範囲等)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人情報利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人情報利用事務</u> を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(個人番号の利用範囲等)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同欄の事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供すること  
ができる場合は、別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に  
掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特  
定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機  
関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

以下 略

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供すること  
ができる場合は、別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に  
掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特  
定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機  
関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

以下 略